

産業建設委員会 会議録

=====
日 時 平成30年6月13日（水曜日）
午前10時開会、午前11時54分閉会
場 所 第4委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

ア 議案第55号 土浦市建築基準条例及び土浦市手数料条例の一部改正について

イ 議案第57号 平成30年度土浦市一般会計補正予算（第1回）

～歳出中 第5款，第6款，第7款

ウ 議案第58号 平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算
（第1回）

エ 議案第59号 平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第1回）

オ 議案第61号 市道の路線の認定について

カ 議案第62号 市道の路線の変更について

キ 議案第63号 訴えの提起について

(2) 報告事項

ア 入札案件について

イ 石岡市（旧八郷町）への県西水道契約水量の融通について

ウ 工事発注状況報告について

(3) その他

4 各種委員会委員の選出

ア 土浦市都市計画審議会委員

5 その他

議会報告会で未回答だった意見（提言）の回答について

5 閉 会

出席委員（8名）

委員長 小坂 博
副委員長 勝田 達也
委員 内田 卓男
委員 川原場 明朗
委員 寺内 充
委員 矢口 清
委員 吉田千鶴子
委員 柴原伊一郎

欠席委員（1名）

委員 竹内 裕

説明のため出席した者（12名）

都市産業部長 塚本 隆行
建設部長 柴沼 正弘
商工観光課長 皆藤 秀宏
農林水産課長 室町 和徳
都市計画課長 佐々木 啓
建築指導課長 坂本 憲一
道路課長 和田 利昭
住宅営繕課長 櫻井 良哉
下水道課 岡田 美徳
公園街路課長 岡田 良一
水道課長 小林 正典
農業委員会事務局 矢口 勉

傍聴者 1名

○小坂委員長 只今から産業建設委員会を開催いたします。

それでは早速、協議事項に入ります。議案第55号 土浦市建築基準条例及び土浦市手数料条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○坂本建築指導課長 議案書27ページをお開き下さい。議案第55号 土浦市建築基準条例及び土浦市手数料条例の一部改正についてご説明させていただきます。29ページをお開き下さい。都市緑地法等の一部を改正する法律が平成29年5月に公布されまして、建築基準法の一部改正により、新たな用途地域として「田園住居地域」が創設されたことを踏まえまして、条例の一部を改正するものでございます。まず、土浦市建築基準条例の一部改正につきましては、第46条第1項第5号中の「すべて」を漢字の「全て」に改めます。第57条の表中「第8条第2項第2号イ」を「第8条第3項第2号イ」に「第二種低層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加えるものでございます。また、法第56条の2第1項の規定により平均地盤面からの高さ。これは日陰による中高層の建築物の高さの制限ですが、4メートルと指定するものでございます。続きまして、中段の土浦市手数料条例の一部改正についてで、ございますが、「田園住居地域」が加わったことで条項にずれが生じました。1行下の後方、「第13項ただし書又は第14条ただし書」に改め、同表9の項中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」、2行下の建築面積の敷地面積に対する割合を「建蔽率」、そして下から5行目の24の項中「建ぺい率」を漢字の「建蔽率」に改めるものでございます。1枚おめくり願います。この条例は、公布の日から施行するものとします。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○小坂委員長 只今の説明について、何かご質疑はございますか。

○内田委員 第2種低層住居専用地域、田園住居地域と第1種との差と、田園住居地域というのは最近の話だよ。その辺の違いを教えてください。

○坂本建築指導課長 田園住居地域につきましては、今まで用途地域として含まれていなかった。その中で、市街地と農村地域が一体的に利用すべき地域。グレーゾーンの地域として網羅されていなかった。そういう地域がないと中々農業とか市街化区域の活性化というのがないということで、今までは農業に携わる販売店、農業機械等を入れる小屋、作物を回収した倉庫など、農業振興地域に造ることができなかった。難しかった。

それを踏まえまして、そういうものを地域によってカバーできるそういう地域を作りましょうということで都市緑地法の中で設けたわけでございます。

現在は土浦市の中においては、法律がそういうふうに変った関係上、法律と条項が合う形で、田園住居地域の方を含めました。しかしながら、都市計画法上の用途地域の方がこの田園住居地域の方が含まれておりませんので、土浦市では、今現在、田園住居地域については動いておりません。

○内田委員 現実に土浦には、ないんだ。

○坂本建築指導課長 はい、そうでございます。

○内田委員 ということは、市街化調整区域、農業振興地域のところに、これから家が建つということ。住宅を建てるのが可能になるの。

○坂本建築指導課長 この、田園住居地域ができる有無に関わらず、調整区域の中でも、条件として、例えば昔から住んでいた、農業をやっていた、そういう諸々の市の基準に合致すれば、調整区域の中でも個人の家を建てることは可能です。

○内田委員 条件があったよね。半径何メートル。2キロ以内など。

○坂本建築指導課長 はい、そうです。そこに何十年以上その地域に住んでいて、別なところに住む。例えば、四中地区中であれば四中地区内に10年以上住んで、その四中地区の別なところに住むと言われた場合に連坦。40戸連坦、50戸連坦、場合によっては連坦数も変わってくるんですけども、70メートル区間の中で1軒。それを次々に合わせて40戸、50戸あった場合には該当しますとか色々ございまして、そこら辺の中で、合致すれば可能ですよと…。

○内田委員 確か10年前にそういうスタイルだったのは覚えているんだけど、田園住居地域ができるのもっと簡単。今までよりは建て易くなるのかい。

○坂本建築指導課長 それは個人の家ではなくて、農家関係。農業を営む者が農業振興地域の農用地において倉庫を建てる。トラクターなどの農機具を入れる、あとは、収穫した農産物を一時保存、出荷する前に一時的に入れて置く小屋ですとか、そういうものを造ることが可能ですよというものです。

○内田委員 ということは、田園住居というのは人間が住むところだよな。

○塚本都市産業部長 元々市街化区域の中の話でして、今まで市街化区域の中の農地というのは、できるだけ宅地化するという考え方で今までは進んできた訳ですね。市街化にして、そこを宅地化して、人が住むところだということで、市街化としてくくって、市街化の中でも、用途を定めていました、第1種低層住居専用地域、第2種ですとか、それから商業ですとか工業ですとかできるだけ、いい住環境を守るために人が住むところと商売をするところなどを色々分けてきたんですが、そういった中で、市街化区域の中の農地についての考え方が変わってきまして、今までは宅地化するべきだという考え方から、防災上の観点ですとか豊かな生活には緑も必要ですとか、そういうことから市街化区域中の農地もある程度、保存していこうという考え方に変わってきまして、ただ保存していくといっても、中々大きい農地というものがないので、できるだけ生産性を上げていかなければなりませんので、市街化区域の中の農地を活用していくにあたっては、農家レストランですとかそういうものをやれば、その農地を活用してその農地も保全できるだろうというような考え方から、田園住居地域というものが出てきたんです。用途上の縛りとしては厳しいです。余り市街化区域の中でも開発の形ではないので、かなり今までより制限が加わりますので、新たに用途を指定するとなると、土浦市内は、市街化区域が全部用途に入っておりますので、これを用途に加えるとなると用途上厳しくなる形になると思います。用途の変更については、市の都市計画決定になるんですが、定期見直しの時に全体の用途の中の土地利用を見ながら判断されていくと思いますが、現在のところ土浦市内の市街化区域の中では田園住居地域という用途はないということでございます。今、内田委員の方からありました、市街化調整区域にこれが入って開発が容易になるというような考え方はないということでございます。

○内田委員 現在、この田園住居地域という概念の地域はないが、これから市街化区域で農地が多いところは住居地域として色を染めますよというか、指定するみたいな方向になるということ。

○塚本都市産業部長 用途としては、第1種、第2種として区分けされておりますので、そこを用途の変更ということにはなるとは思うんですが、ある程度、現況を見て、そこを持っている方々の意向とか、土地利用上の考え方もありますので、一概にこうだからこうという押し付けることは中々難しいのかなと考えております。

○勝田副委員長 内田委員の関連で思ったことですが、市街化の中でも誘導すべき地域ということで、市街化区域を縮めるというか、いわゆるインフラの整備とかに関しては、行政としては縮めていきたいからやっているんだなというふうには理解しているんですが、そうしますと市街化の中で新たに、今後、用途地域の変更がもしあるとすれば、田園住居地域を定めるということになると誘導区域には、多分やらないと思うので、それ以外のところをこういった色分けにしていこうという、これは施策なんですか。

○塚本都市産業部長 基本的に大体農地が残っているというのは、市街化区域の縁辺部が多いような形になるかと思うのですが、居住誘導区域における適正化居住誘導区域についてはある程度、人口密度が高いところ、更には増えているようなところを居住誘導区域にしていますので、立地適正化計画における居住誘導区域と土地再生緑地法からできた田園住居地域ですが、そこは多分被ってこないだろうと思うんですね。こちら都市計画法の5年置き定期見直しがございますので、その時、細かい調査をかけますので、ここで土地利用されているとかそういったものを勘案しながら、最終的には決めていくことになるかと思うんですけれども、あとは、トータル的にまちづくりの中で、今後どうしていくか、用途についてはそんなコロコロ変えていくものではありませんので、長いスパンで見て、土浦市として、そういうところをどうしていくかというのを考えながら最終的には、市の都市計画審議会にお諮りをしてという流れにはなってくると思うんですけれども、ただ、かなり厳しい建築制限がかかるような形になりますので、その辺のところ色んな思いというか今後の土地利用というものも出てくるかと思っておりますので、慎重に検討されていくべき事案だというには、考えておりますので、よろしくお願いたします。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第55号 土浦市建築基準条例及び土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第55号は、原案どおり決しました。

次に、議案第57号 平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)～歳出中 第5款(農林水産業費)、第6款(商工費)、第7款(土木費)について、執行部より順次説明願います。

○室町農林水産課長 議案書35ページをお願いいたします。議案第57号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)についてご説明させていただきます。45ページをお願いいたします。上段の5款2目の農業総務費、28節繰出金の補正については、この後説明させていただく農業集落排水事業特別会計補正予算に伴う農業集落排水事業特別会計の繰出金の増となります。次に3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の経営体育成支援事業補助金についての補正をお願いするものです。この事業は国の補助事業として市を経由して農業者に補助するもので、補助対象者は人・農地プランニングに位置付けられた認定農業者で、農業用機械及び農業施設を整備するにあたり補助金を交付するものでございます。今年の3月に国から補助金の要望調査があり、4名の方から要望があり、最終的に1名が補助対象となりその財源措置を行うための補正予算となります。なお、事業内容につきましては、本日配付させていただきました別添資料3のあとに付けさせていただきます。平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)事業内容補足説明資料農林水産課をご覧いただきたいと思っております。今回の対象者は、野口重典さんとなります。補助対象となる事業内容につきましては、5番の事業内容にありますとおり、補助対象施設はレンコン栽培用ハウスで、大きさは間口16メートル、奥行き51メートルのハウスを1棟建築するものでございます。事業費につきましては1,430万円となります。次の2ページに地図を付けさせていただいております。木田余地区の国道354号線とJR常磐線の間にある田んぼとなります。次の3ページが建築する配置図を付けさせていただいております。以上でございます。

○皆藤商工観光課長 45ページの中段、6款商工費、1項商工費、5目観光でございます。こちらの説明につきましては、補足説明資料という横長の資料を付けさせていただきました。そちらで説明させていただきます。平成30年度水郷筑波サイクリング環境整備事業(補足説明資料)でございます。当初予算が霞ヶ浦サイクルーツリズム推進事業、サイクリングマップ&アプリケーション作成事業と大きく2つに分けてございまして、霞ヶ浦サイクルーツリズム推進事業につきましては、市内の周遊観光2つの事業といたしまして、市内周遊サイクリングツアー(散走)の開催として140万円とサイクリングスタンプラリーの開催として60万円、合わせて200万円。もう1つが、広域周遊観光事業といたしまして、広域サイクルーズ運航実証実験事業の実施というものが、当初予算といたしまして200万円。続きまして、情報発信事業ということでサイクリングマップの作成、アプリケーションの開発で200万円。当初予算として合わせて600万円の予算の要求をしていたものでございます。今回補正予算をお願いさせていただくものにつきましては、資料の中段の真ん中にごございます広域サイクルーズ運航実証事業の実施でございます。こちらは今年の3月に茨城県の方からこのサイクルーズ事業につきまして、共同で実施したいというお話がございまして、受託事業収入ということで、歳入に入れさせてもらいまして、今回200万円の補正の増をお願いするものでございます。当初、土浦市としてお願いさせていただくものは、前期分として8回のサイクルーズ事業の実施を予定していたものを年間16回で実施するものに変更するものでございます。続きまして、次のページをお願いいたします。前回、吉田委員の方から

サイクルーズ事業につきまして、1回あたりの単価がどのくらいになるのかお示ししていただきたいとお話がありましたので、このように資料を付けさせていただきました。

今回の事業につきましては、委託期間が4月14日から8月31日までの期間での実施を予定しております。運行回数でございますが、半日コース5回、1日コース3回の予定でございます。半日コースにつきましては土浦港から玉造港、潮来港を經由しまして土浦港に戻ってくるコース。また、1日コースにつきましては、土浦港から玉造港から潮来港から玉造港、土浦港に戻ってくるコースとなっております。また、荒天や催行人員が満たなかった場合には、別の日に振り替えて実施するというような日程となっております。最小開催人数といたしましては、1回あたり10名程度を予定しており、また、最大積載で40台の自転車を一度に積んで行けるという内容でございます。続きまして、委託料でございますが、半日コースにつきましては、寄港1回あたり14万8,700円、こちらを5回。1日コースといたしましては、21万5,840円、こちらが3回の実施を予定しております。諸経費といたしましては、あくまでも実証実験といたしまして、乗った方にアンケート等を書いていただいて、それを集計していただく。

中身につきましては、どちらから来てどのくらいお土産を買っていただけますか等を集計したものを報告していただく費用。チラシ等をラクスマリーナに作成していただいて配ってもらう経費を含めまして40万1,780円となり、合計で179万2,800円の本体基本価格となっております。続きまして一番下の欄ですが、1回あたりの片道40人乗れますので、土浦から40人乗って、潮来から40人帰ってくるという計算をさせていただいておりますので、半日コースの場合には、1人あたり1,859円。1日コースの場合には、1人あたり2,698円で運行するものとなっております。

また、使用につきましては、2分の1が地方創生推進交付金の方を活用している事業でございます。説明は以上でございます。

○佐々木都市計画課長 45ページの方にお戻りいただきまして、45ページの下のところでございますが、7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画費、28節繰出金の増でございますが、こちらは下水道事業特別会計繰出金の増となっております。

なお、詳細につきましては、後程、下水道事業特別会計の補正予算の中でご説明させていただきます。以上となります。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○寺内委員 皆藤課長。1隻あたり、自転車約40台となっているけれども、どの船を使うの。

○皆藤商工観光課長 ラクスマリーナにあります一番大きな遊覧船を利用いたします。

○寺内委員 大きな船に1日あたり40人で40台しか載せないの。

○皆藤商工観光課長 船は、最大で40名、自転車40台搭載となっております。

○寺内委員 それだけしか載らないんだ。

○皆藤商工観光課長 自転車は後ろに最大で40台積まなければならないので。それが限界です。

○内田委員 自転車の話が出ましたので。この補正予算とは違うんですけども、アトレ、自転車の問題となっておりますけれども、実は、桜が満開の3月28日に、小学生の孫3人連れて、つくば市の小田まで行きました。小学生の自転車は、まちかど蔵で3人分1,500円で借りました。時間制限があり、夕方5時半までに戻ってきました。質問の趣旨は、1,500円払って返却すると、1,000円戻ってくるのです。ということはレンタル料が500円なんだよね。子供用の自転車といっても立派なんですよ。この部分ね、確かアトレでは2,000円、3,000円の料金なんだよね。これ、500円で乗れる、借りられるというのは、大変、魅力的なことじゃない。これ、もっと宣伝しないと駄目だと思う。特に周遊、まちの中、レストランとか歩いてもらうためにはね、あそこで借りて歩いたほうが近いし、便利性があると思います。市民に対する、外部に対するアプローチが甘いと思います。話によるとアトレのレンタルサイクルは、全部なくなるくらい出ているという日もあるということから考えると市民が知らない。これは是非ね、もっともっとPRしないと、土浦の宝なのに、土浦の人は知らないのと同じだと思うのね、それで、観光面ではね、あなたを責めてないからね。歴史的に土浦市はPRするのがへたくそなんだよ。花火もそうだしね。そういうPRにお金を惜しんでいるんだな歴史的に。そういうものにお金を出さないと折角あっても活かされない。ついでにこっちもあるんだけど、例えば水郷公園のはすだよな。花が咲き始まっているはずなんですよ。これ、9月半ばまで咲いているのだからずっと。2百何十種類の花ばすが咲くんですよ。花菖蒲だって、乙戸の調整池の約半分まで来たでしょ。あれだけの面積、もっと頑張れば、全部花菖蒲なり、あやめなり、これ人呼べるんだよ。だから公園の管理とか、色々な意味で、そういうのと観光が一致してないの。新しい部長となったことでもあるので、是非、発想を変えないと。当然ネットの社会もあることだし。

○皆藤商工観光課長 あちらはですね、ホームページ、広報紙等に掲載させていただいているのですが、それをやった甲斐がありまして、土日に全台貸し出しとなっているような状況ではありますが、それだけではなくて、先程も説明させていただきましたが、散走ツアーだとか市内周遊ツアーについても、現在、チラシ等でPRしておりますけれども、まだまだ市の広報宣伝・PR等が足りないと思いますので、ちょっとお金は掛かりますが、常陽リビング等にも掲載するとか、そういうことも、今後実施していきたいと考えております。

○内田委員 最近のアトレ関係のサイクリングのブームと言ってはおかしいけれども、まちかど蔵の自転車は、その影響はありますか。

○皆藤商工観光課長 それは充分にあると思います。

○柴原委員 最近りんりんロードの桜の毛虫の駆除をよろしく。りんりんロードの中を毛虫が這っていてすごんだよ。

○皆藤商工観光課長 そちらについては、県が管理しているので、また、地元の方からも県に直接お願いしていることも考えられるので、担当しているところに伝えていきたいと考えております。

○柴原委員 さっき内田委員からもあったように、もう少しPRだけはして下さいよ。

○塚本都市産業部長 今、皆さまからご指摘がありましたように、今までそれぞれ担当課で、自分の持ち分でバラバラにやっておりました。更には、広報というものには余りお金を掛けないというのは、メインの事業がありますので、その部分というのが薄くなっていたというのがあります。そういうことから市としてもシティプロモーション室というのが、今まで縦でやっていたものを横で、一斉に集約して一元化してして発信していくと。更には職員だけではなくて、専門家の人に来ていただいてということで大分体制を立て直してきましたので、今度は横の連携をとりながらどう発信していくか、どういう切り口で見せていくか。切り口によっては違う見せ方が出来ますので、そういったことを研究しながら発信してまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

○内田委員 先程も、乙戸の調整池、あそこが荒れ果てて、花菖蒲が植わった。最初は、現在の3分の1くらいのスケールだったと思います。その時に読売新聞が書いたんですよ。そうしたらものすごい人が来たんですよ。増してはそれから何倍になっているのか。

担当課長は観光という看板が付いている訳だから、逆にマスコミを利用するくらいで。これは要望です。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第57号 平成30年度土浦市一般会計補正予算(第1回)～歳出中 第5款(農林水産業費)、第6款(商工費)、第7款(土木費)につきましては、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第57号は、原案どおり決しました。

次に、議案第58号 平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部より説明願います。

○岡田下水道課長 議案書49ページをお願いします。議案第58号 平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第1回)につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,514万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,767万8,000円とするものでございます。詳細につきましては55ページをお願いします。1項下水道管理費、3目水洗化普及費につきまして、森林湖沼環境税を活用しました、湖沼水質浄化下水道接続事業の制度拡充に伴いまして、湖沼水質浄化森林湖沼下水道接続事業補助金の増額補正をお願いするものでございます。県は霞ヶ浦の生活排水対策を加速させるため、平成30年度から33年度までの3年間につきまして、供用開始を4年以上経過した住宅に対しましても補助を行うこととなりました。

また、65歳以上18歳未満の方がいる低所得者の世帯に対しまして、県が31万円を上限としまして補助事業を上乗せとするという制度でございます。財源につきましては、県補助金と市の一般会計の繰入金となっております。説明は以上です。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第58号 平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第58号は、原案どおり決しました。次に、議案第59号 平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、執行部より説明願います。

○岡田下水道課長 議案書57ページをお願いします。議案第59号 平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,112万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、63ページをお願いします。1項農業集落排水事業管理費、1目農業集落排水事業管理費につきまして、下水道事業と同様、湖沼水質浄化下水道接続事業補助金の増額補正をお願いするものでございます。財源につきましても同じく県補助金と一般会計繰入金でございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第59号 平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第59号は、原案どおり決しました。次に、議案第61号 市道の路線の認定について、執行部より説明願います。

○和田道路課長 議案書69ページをお願いいたします。議案第61号市道の路線の認定について、71ページのとおり5路線でございます。73ページをお願いいたします。

1件目の板谷64号線は、板谷6丁目地内の国道6号線バイパスの西側に位置する箇所ですが、開発行為に伴い、区域内に151.32メートルの道路を新設しまして、市に帰属するものでございます。続きまして75ページをお願いいたします。2件目の神立東二丁目29号線と3件目の白鳥107号線、こちらにつきましては、位置図にて点線表示しております、市道1級42号線の整備区間のうち、北側の一部区間を県道に格上げし、現在の県道戸崎上稲吉線の一部を県から引き継ぎをしまして、市道として認定するものでございます。続きまして77ページをお願いいたします。4件目の右舂136号線及び右舂137号線につきましては、右舂配水場の整備に伴いまして、外周に新設整備した道路を認定するもので、両路線共に道路改良につきましては、済んでいる状況でございます。以上につきましてよろしく願いいたします。

○小坂委員長 ただいまの説明につきまして、ご質疑はございますか。

○勝田副委員長 白鳥107号線と神立東二丁目29号線の路線の件ですが、1級42号が出来ることによって変わるということだと思いますが、1級42号線の今現在の見

込みについて教えてもらってよろしいですか。

○岡田公園街路課長 白鳥地内の1級42号線の方なのですが、今白鳥地内の一部29年度の繰越事業で、オリエンタル技研が施工しておりますが、それにつきましては6月30日までの予定で、6月12日の段階で基礎が終わりまして、本日、6月13日に歩道の舗装を行い、来週中には現場の工事は完了する予定でございます。お手元の75ページの資料、市道1級3号線から上段北側の部分ですが、これにつきましても、早急な発注の段取りの方を進めております。本議会でこちらの路線の認定の承認が得られれば、まずは県道部分を一部先行するような形になりますので、道路工事施工承認の申請を県の方に申請して、承認をいただいて工事着手になっていく予定でございます。

今の予定では、神立東二丁目29号線となっている、県道部分と1級42号線が交差する部分までを来年1月までに終わらせられればという計画で進めております。

○勝田副委員長 そうしますと今課長がおっしゃったように、1月末を目途にやっているということで、開通に関しましては、それ以降ということですよ。

○岡田公園街路課長 それ以降になるかもしれません。年度内は間違いございません。

○川原場委員 今の勝田委員の質問に関連しますが、路線は出来てもあの信号機が移動しない限り、これは開通しない訳ですからね。原則そうなってますから信号機と並行してやっていたかかないと駄目なんですよ。その辺の塩梅はどうなっているんですか。

○岡田公園街路課長 前々から、県道戸崎上稲吉線と市道1級42号線は、T字路部分の信号が十字路部分に移設をしないと供用開始出来ないことをご説明しました。今回は、来年1月末までの工事完了に合わせて、県の方とも調整しながら進めています。

○川原場委員 いや、だから、1月31日までに道路が出来たと。信号機も出来たと。そういう確約でいいんですか。

○岡田公園街路課長 今のところはそうです。

○川原場委員 今のところじゃなくて、1月の末までに間違いなく信号機が出来ますか。

○岡田公園街路課長 間違いなく出来るということではなくて、うちの方の工事と県の信号の移設が“同時に”進めさせていただきますので、よろしく願います。あと、1級42号線の状況ということで、勝田委員からご質問をいただいた時に説明を忘れて申し訳ございません。75ページの位置図の点線部分ですが、市道1級3号線からその北側の点線部分まで、本年度、一応予算的には要求しておりました。しかしながら、国の交付金の配分率が低かったことから、今年度、一部実施出来ず残る部分が、地図の県道の首を振る部分から北側の部分に関しては、今年度の施工は出来ません。供用開始時には、県道の改良が終われば信号の移設も可能だということなので、その部分までは供用開始となりますが、点線の供用開始は難しくなるとご報告しておきます。

○川原場委員 ちょっと不安ですけども、課長も勝田副委員長も分かっているようにね、白鳥の信号機は、朝も渋滞しちゃって。病院へ行く道路が出来ていると市民の方が明日にでも使える訳ですから、そこをきちんとやっていたかかないと。地元の議員としてね、説明のしようがないから。その辺はもうお任せとするしかないからね。よろしく願います。

○小坂委員長 よろしいですか。

○内田委員 先程認定の件で、私は前々から感じていたことなんですが、これ、寺内委員。建設委員会長いから、ちょっと聞いてもらいたいんだけど、私はね、例えば開発行為を起こす業者に対して、市役所が遠慮をしているとかさ、要するにどこの業者がこういう開発行為で何区画かの図面を入れて、何メートルの道路が出来て、結果道路は市道として認定するということになるというような形での説明というのは、この委員会においては、まずいのかね。絵があって、これだけ認定しますよ。ということしか出てこない訳よ。逆に言うならば、下手すれば議員が、ああいう会社が開発行為をやって、家が建つんだなというところで、我々が逆にPR出来ることになる訳ですよ。そうすると早く固定資産税が入る訳ですよ。だから何で出さないのかなと思うんですよ。どうだい寺内委員。

○寺内委員 最初に委員会で議論になったんだよな。最初は業者のは、出さなかったんですよ。開発業者ということで出さなかったんですよ。それではまずいであろうということで、どこどこの建設業者がやることとなって、何区画整備するか、最低6メートルで側溝を付けた道路を整備してもらおうようにして、今までは、側溝がなくて、寄贈された後から市が側溝を入れたことがあったので、側溝を入れてもらわなければ、土浦市としては道路を寄贈してもらっては困ると、そういうことは、委員会の中でも議論したことがあったよね。何区画どうのこうのというところまでは触れられなくて、やっこのことで、その開発業者が道路を寄付してくれるという訳だから、開発業者の名前くらいは、せめて公表したらいいだろうということで、そこまで議論は終わってしまった。

○内田委員 今、過去の経緯をお話してくれましたが、結論から言うと、道路を認定しますよという時には、もう既に区画は決まっているし、公園ができています。もう認可されているんでしょう。開発行為はおきている訳でしょう。だからなんで、それを、この建設委員会で、隠すとは言わないが、何で出さないのかな。俺不思議でしょうがないんですよ。

○柴沼建設部長 今回の説明は、議案書による説明でございますので、事前委員会の際に、先程も寺内委員からありましたように、開発業者の名前を入れたり、説明させていただいておりますので、そういった中でこういう区画があって、というような形の丁寧な説明資料を作るように、今後検討していきたいとそういった方向で進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○内田委員 今、部長がそういうふうに言ってくれたからあれなんだけれども。要は、こういう開発行為によって、こういう立派な開発行為が起きるんだよと。結果、道路の認定ですよ。でしょ。それを私は出してほしいんですよ。それは普段から我々議員が、まちづくりのために歩いている訳ですから。そういう意味で是非情報をお願いしたいなと、右糶の配水場のところの道路については、問題はないと思いますが。そういうことについては、是非説明を事前委員会の方でいいんですけれども、結果本会議で認定をという形での説明をお願いしたいなと思います。これは要望です。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第61号 市道の路線の認定につきましては、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第61号は、原案どおり決しました。次に、議案第62号 市道の路線の変更について、執行部より説明願います。

○和田道路課長 議案書79ページをお願いいたします。議案第62号 市道の路線の変更につきましては、81ページのとおり1路線でございます。83ページをお願いいたします。この路線は、右靱配水場の整備により、既存の右靱80号線の一部(119.1メートル)が配水場の敷地内となるための延長の減に伴った路線の変更でございます。以上1件につきましてよろしくをお願いいたします。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○内田委員 あ、これ都市計画の方でいいのかな。土浦市右靱配水場って書いてあるあたりは、市街化調整区域。言っていること分かる。というのは、この道路は立派になる訳だよな。固定資産税を払ってもらうのに、素朴な話、ここは住宅は建つのかな。まあいいよ。今すぐ答えが出なければ後で教えて下さい。興味があったもんだから。

○小坂委員長 ということで、後で教えて下さい。

○佐々木都市計画課長 はい。

○小坂委員長 他に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第62号 市道の路線の変更につきましては、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第62号は、原案どおり決しました。次に、議案第63号 訴えの提起について、執行部より説明願います。

○櫻井住宅営繕課長 議案書の85ページをお願いいたします。議案第63号 訴えの提起についてで、ございます。こちらは市営住宅の滞納家賃の納付及び明渡しを求めるものでございます。相手方は、大岩田住宅にお住いの1名の方でございます。以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければお諮りいたします。議案第63号 訴えの提起について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○小坂委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第63号は、原案どおり決しました。次に、報告事項に入ります。執行部より説明願います。

アの入札案件について、道路課 和田課長から、順次、説明願います。

○和田道路課長 別添資料 入札案件につきましてご説明いたします。道路課の案件につきましては16件でございます。1ページから26ページの10件につきましては、1級市道など主要路線等の草刈業務の委託でございます。続きまして、27、28ページにつきましては、同じく主要路線の路面清掃の業務委託の1件でございます。続きまして29ページをお願いいたします。こちらにつきましては、道路課の方に要望がありました、道路改良工事に伴う測量調査でございます。委託件名につきましては、市道木田余7号線基礎調査委託でございます。委託場所につきましては、東若松町地内。概要につきましては、延長96メートルの区間を現況幅員・公図幅2メートルの幅ところを4メートル幅に改良工事をするための測量基礎調査委託でございます。続きまして30ページをお願いいたします。こちらにつきましても測量調査の委託でございます。委託件名につきましては、市道小松ヶ丘9号線基礎調査及び実施設計委託でございます。委託場所につきましては、小松ヶ丘町地内外でございます。概要につきましては、委託延長50メートルの区間を現況幅員・公図幅の中で、官地内施工で改良工事を行うための基礎調査となっております。31ページをお願いいたします。こちらにつきましても測量の基礎調査でございます。委託件名 市道中56号線基礎調査及び実施設計委託でございます。委託場所につきましては、中地内でございます。概要につきましては、委託延長100メートルの区間を官地内で改良工事を行うための調査委託でございます。32ページをお願いいたします。こちらにつきましても測量委託でございます。委託件名 市道今泉 22・23・28号線の基礎調査委託でございます。委託場所につきましては、今泉地内でございます。概要につきましては、委託延長250メートルの区間を現況幅員・公図幅3メートル幅のところを5メートル幅で改良工事を行うための調査委託でございます。33ページをお願いいたします。こちらにつきましては道路の改良工事でございます。工事件名市道新治中413号線改良工事でございます。行為場所につきましては、田宮地内でございます。概要につきましては、工事予定の延長120メートルの区間につきまして現況幅員・公図幅2.7メートルの道路を予定幅員の4.5メートル幅で、改良工事を行う予定でございます。以上でございます。

○岡田下水道課長 同じく資料の34ページをお願いします。神立菅谷雨水幹線調整池の整備工事1工区でございます。調整池の掘削工事を行うものでございます。同じく35ページをお願いします。神立菅谷雨水幹線調整池の整備工事2工区でございます。こちらと同じく、調整池の掘削工事を行うものでございます。以上でございます。

○岡田公園街路課長 同じく36ページをお願いいたします。委託件名乙戸沼公園桜樹伐採等業務委託でございます。委託内容でございますが、枯れた桜の樹木76本の伐採処分とそれに代わる38本の樹木の植栽を委託するものでございます。続きまして、37ページでございます。乙戸水生植物園花菖蒲植栽業務委託でございます。委託の内容でございますが、圃場965平方メートルに植えてあります、約1,500株の植え替えの委託業務でございます。説明は以上でございます。

○小林水道課長 同じく38ページをお願いいたします。神立配水場の配水ポンプの更新工事でございます。経年劣化のための更新するもので、昨年度2基を更新いたしました。

て、今年度は残りの2基を更新するものでございます。続きまして、39ページをお願いします。配水管の布設工事でございます。工事箇所は、大畑地内で要望によるものでございます。40ページをお開きください。配水管の新設工事の実施設計委託でございます。委託箇所は、東若松町地内でございます。41ページをお願いします。同じく実施設計委託でございます。委託箇所は、西根南一丁目地内でございます。以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑はございますか。

○川原場委員 岡田下水道課長にお聞きいたします。34、35ページに鶴沼公園のところの調整池ですね、今度2箇所工事発注される予定ですがけれども、工事がスタートしてから8年が経過しますが神立のところの水はけが悪いので、そこで導水管を2本入れるということになったんですけれども、そのために早急にやるということで事業が始まっているんですけれども、一時はストップしていたような気がするんですが、今日のお話では、2工区発注しますということですが、あれだけの面積で、スピード感がないような気がするんですね。あれが終わらないと常磐線のところに導水管が入れないということは、何回も議会の時の答弁でいただいておりますが、今後どういう日程で進んでいきますか。

○岡田下水道課長 菅谷の調整池につきましては、JR常磐線の進捗状況につきまして、平成32年度完成を目指しておりますことから、平成31年度、来年までに掘削を完了し、平成32年度においては、底板、越流堰、鋼矢板の仮想コンクリート等の整備を進めてまいりたいと考えております。また、JR常磐線、上流部につきましても水路の暫定整備や表層箇所の改修を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○川原場委員 そうしますと32年度までには、調整池の方は終わりますという考えでよろしいんですか。

○岡田下水道課長 JR常磐線の横断工事が平成32年度完成を目指しておりますので、調整池も31年度を目途に整備を進めております。

○川原場委員 もう1点お願いします。調整池の総面積はいくらあるんですか。

○岡田下水道課長 ボリューム的には約5万8,000立米。総面積は約3.2ヘクタールです。

○吉田(千)委員 36ページの乙戸沼の桜の木76本を伐採して、新たに38本を植栽するという事なんですが、あそこは何本くらいあるんですか。

○岡田公園街路課長 今全体で、580本ございます。その内76本が枯れてしまったということでございます。

○吉田(千)委員 新たに植える桜はどのような桜なんですか。

○岡田公園街路課長 新たに植える桜はカンヒザクラを予定しております。

○吉田(千)委員 できれば写真があると分かり易いかなと思ひまして…。彼岸桜とか寒緋桜とかありますので、カンヒザクラというのは、何時頃咲くのかというのが分かるとありがたいと思ひます。

○岡田公園街路課長 午後の視察時までには資料をご用意させていただきます。

○柴沼建設部長 補足させていただきますと、現在ソメイヨシノはご存じのとおり天狗巢病にかかりまして、また、同じ品種のソメイヨシノを植えてしまうと天狗巢病にかかる恐れがあるので、別な品種をとということで樹木の先生と相談をしながら進めております。資料につきましては、午後の視察までには資料をご用意させていただきますので、よろしく申し上げます。

○内田委員 今、乙戸沼の件出ましたが、5月までに3回程、乙戸沼公園に行きましたが、暑い。日陰がない。私は水郷公園をメインに行きますけれど、日陰があつて涼しい。

乙戸沼は天狗巢病のおかげで日陰が少なくなりました。こういう手当をしてもらうと来年、再来年は大分違うだろうと思うのですけれども、桜を求めて来るお客さんも非常に多いだろうと思うので、そういう観点での管理運営をしていただきをお願いします。

○寺内委員 岡田下水道課長。34、35ページなんだけれども、この前、土を運ぶのに受け入れ先がないので工事ストップしちゃったよね。これ、両方こういうふうにするのと土が何立米くらい土が出るの。土を受けてもらう産廃業者が決まったと思いますが、これだけの大きな面積から出る土を持って行っても受け入れてもらえるの。じゃないと工事始まってから、また土を受け入れてもらえませんでした。工事がストップしましたということになるのかなと思うんだけど。それは多分、川原場委員が聞きたかったのではないかと思うんだよね。それで、32年度までにできるのか確認の意味で、工事が再度ストップしないように産廃業者にも確認をしておいて下さい。これは要望でいいですよ。

○川原場委員 先程の質問の中で、導水管は同時に始まるのですか。

○岡田下水道課長 JRの横断工事の方は、今現在、両側に3、4ヤード確保して、本年改良工事に入る予定です。

○川原場委員 本年度ね、はい分かりました。

○吉田(千)委員 小林水道課長さんにお伺いします。西根南1丁目地内で、私聞き漏れていたかも知れないのですが、実施設計業務委託ということで、何のためのどういう工事なのか教えていただきたいのですが。

○小林水道課長 こちらでございしますが、国道6号線のところになりまして、場所が、サンタスワールドの区域になります。この辺のところ皆さん井戸でございまして、6号国道でしたので、国との協議がありましたので、中々配水管を入れられなかったのですが、こちらにつきまして要望があがってまいりまして、国道との協議ということなので国に、こういう工事をやりたいと協議し進めていった結果、受け入れしていただくこととなりましたということでの工事となりました。

○吉田(千)委員 そうしますとこの辺が井戸であったのが、配水管を通すことによって、水道がひけるという状況ということなんですね。分かりました。

○内田委員 乙戸沼の桜について。桜について増えるのはこれだけですか。

それとも将来予算の関係で桜が増えることとなるんですか。

○岡田公園街路課長 年次計画で進めておりまして、今の580本の内、生育が良好な

のは214本でございます。不良でも2種類あるということで、通常3分の2以上を刈り足しているものと、2分の1以上を刈り足しているものと2種類あるということですが、その辺は今後も伐採も含め、あるいは土壌を改良するといったことを検討しながら年次計画で進めていきたいと考えております。

○内田委員 桜と言えば、ソメイヨシノなのですが、先程もカンヒザクラということも楽しみなんですけれど、もしそういう計画的に増やしていくのであれば、例えば3種類あれば、時期をずらして何週間か桜が見られると思います。そんなことも考えながら、専門家の方もいらっしゃるということですので、その辺を考えていただきたいなと思います。要望です。

○川原場委員 岡田街路課長、神立停車場線についてお尋ねしたいのですが。これは、かすみがうら市の方では31年度完成予定を今年度30年度に完成する予定となっておりますが、土浦市の方は、地権者等色々な問題ありますので停滞しておりますが、進捗状況の方どうなっておりますか。

○岡田公園街路課長 神立停車場線の現在の進捗状況でございますが、かすみがうら市の改良道路の方を優先的に予算をつけて実施している状況で、その中で、駅前の通りの県道の部分を31年度までに、区画整理を神立一部組合の方で完成予定ということで、市が施工する神立停車場線につきましても、31年度の完成を目途に現在進めているところでございます。今年度は、8,200万円の予算の要求に対して、国庫補助満額神立停車場線に付いております。近く、流末排水の工事の発注をしております。

長年、懸案でございました用地の方でございますが、相続が中々難しかった方に関しましては、6月上旬に登記の方も完了しておりますので、新たな所有者と用地交渉に入る予定でございます。

○小坂委員長 他にご質疑はございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければ、次にイの石岡市(旧八郷町)への県西水道契約水量の融通について、水道課 小林課長から説明願います。

○小林水道課長 別添資料2の1ページをお願いします。石岡市(旧八郷町)への県西水道契約水量の融通について、ご報告いたします。本市では、実際使用している水量と契約水量との乖離が大きいため、平成25年度から県に対して契約水量の見直し要望を行っております。このような状況のところ、石岡市から旧八郷町地区の水不足のため、本市の旧新治村分でございます、県西水道からの契約水量を融通してほしいとの要望がございました。本市にとっては、契約水量の削減につながりますことから、協議をすすめてまいりまして、土浦市・茨城県企業局・石岡市の3者による覚書を交わしまして、平成30年6月1日から融通することになりました。融通量でございますが、第1段階として平成30年6月から120立米を融通いたします。これは、現在の石岡市への送水管の供給能力が120立米しか増量できないことでございますので、平成31年度に新しい送水管が完成しましたことから、その時に280立米を増量して、合計で400立米を融通するという形で契約いたしております。変更後は、120立米融通で、年間

266万4,000円の支出の削減となります。400立米融通になった時点で、年間で888万円の支出が削減することになります。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただいまの説明について、ご質疑ございますか。

○内田委員 これは何、県の企業局の水量が減ることなののでしょうか、それとも減らずに石岡市へ売るといったことなの。

○小林水道課長 責任引取水量というのを県の企業局と市とで契約しておりますが、その一部を石岡市に使ってもらって、石岡市の方から県の方にお金を払ってもらう形で、市の方は、その分だけ契約水量が減るといった形になります。

○内田委員 例えば、100土浦市が払っていたものが、90土浦市が払い、残りの10を石岡市が払うということなのかな。これは、どちらかというところと32年以降は、ずっとこのままで、後になって、石岡市の分を土浦市で引き取れということにはならないの。

○小林水道課長 これ以降は、石岡市の分は石岡市の方で引き受けいただいて、土浦市の方で支払うことはございません。

○内田委員 ということは、32年からは負担が年間約900万円、原価が安くなるということなのか。

○小林水道課長 契約水量というのは、基本料金なので、基本料金は使っても使わなくても、取られるという形でございますが、その分基本料金が減ったということなので、払わなくて済むという形でございます。

○内田委員 そしたら利益が増えてしまうよね。

○柴沼建設部長 市としましても、当初人口が伸びることを見込んで契約しておりました。ただ現状的にはどんどん下がっていく中で、余っている部分で、この分は土浦市の方で使えないから、使えない水をただ払っている訳なので、何とかその分の水を減らしてくれよということで、毎年県の方へ要望を出しておりました。県の方としても、お宅でこれだけ使うということだから、これだけの施設を作るんだということで作った施設なので、それを維持管理するんだから、それは簡単に言ったって難しんだよ。ということでございました。そういうことであれば、他で使いたいところがあれば、うちの分を使ってもらうように回してもらえないかという内々の話しをさせていただいて、今回八郷で井戸が枯れちゃったので、土浦市の一部を八郷に持って行くと。それを石岡市と土浦市と県とでいきたいと思います。将来的に400立米減らしましょうということになりました。そうするとその分儲かってしまうのかということと今後、管や施設の更新等、メンテナンスの費用が掛かってまいりますので、そういったことで将来的な財源の確保的な面では非常に有利であり、特に、県西地区、資料の下段のところの4番のところ、契約単価が県南に比べ県西は県南の水よりも高いんですよ。ですから高い水の方が減るので、非常に有利な内容だったということとありますので、進めてまいりましたというような状況でございます。

○小坂委員長 よろしいですか。

○内田委員 はい。

○勝田副委員長 基本的なことを教えて下さい。複送水管の完成後とあるんですが、送水管自体は、県のものなんですか。

○小林水道課長 送水管というのは、基本的に県の方で各市の方に負担して送るものがございます。ただし、それは条件として契約の中で送るのは1本だけというもので、土浦市の場合は、大岩田配水場へ送るのは県で負担しますが、神立と右靱については、市で送水管を引いて整備しなさいというような形になっております。県で負担をするのは1本だけとなっております。

○勝田副委員長 県が1本やってくれますけれども、それ以外のものに関しましては、メンテナンスでも何でも、今後、土浦市がやっていくということですよ。

○内田委員 土浦市と石岡市の境というのは、朝日トンネル辺りを言っているんだと思うんだけど、この水はどこを通っているの。

○柴沼建設部長 貫通するということではなくて、道路のところを通っております。

○内田委員 かすみがうら市を中継しているということでしょう。

○柴沼建設部長 一部、かすみがうら市に入りますが、県で敷設している管なので。

○内田委員 県で敷設してる管なんだ。分かりました。

○寺内委員 県南の場合は45円だよ。県西の場合は61円だよ。今までは61円で払っていたものが、今度県南の方の水をもらったからって45円になったら、周りのところから、そういうふうにしてもらいたいという話にはならなかったの。

○柴沼建設部長 主張する地区が一番近いところがどこかという話になっていくのかと思います。今回たまたま、県西の地区となっておりますから新治の浄水場の水を持って行くということになりましたので県西地区の基本料金を払いますが、これが例えば県南地区でお隣の阿見町が必要になっているということであれば、阿見町に融通するその水は大岩田の浄水場から持って行くこととなりますので、そっちが減るといような形になります。ただ、全体的には、今、県南、県西、鹿行と中央と浄水場のエリアがあるんですが、その中で一番安いのが県南でありますので、県南の値段を上げたいというのが県の意向ですので、逆にそういうふうにはいかないということで、そこは中々関連の自治体の中でも調整で、動いているような状況であります。

○小林水道課長 旧石岡市の方から八郷の方へ水を送ればいい形もありますが、旧石岡市というのが、県央の水道事業でございまして、県央は県西よりもまた高いということですので、市の方も早く減らしたい。石岡市としても安いのを買いたいという形でしたので…。

○内田委員 ということは、土浦市は県西から高い水を買っているから、その高い水がなくなったと。結果もっと買ってくださいよと。もっと引き取ってくれよと。旧石岡の方を減らしたらいいのではないかと…。

○小坂委員長 では、他にございますか。

(「なし」という声あり)

○小坂委員長 なければ、次のウの工事発注状況報告については、各自で資料に目を通していただくということで、説明は省略いたします。

○小坂委員長 その他で何かありますか。

○岡田公園街路課長 真鍋神林線の現在の進捗状況であります。予定取得1名の状況なんですが、2月の事前委員会で土地開発公社所有の中央1丁目の土地を紹介したところ家族の方も納得していただき、契約をすすめる段階まで来ておりましたが、その後の状況でございますが、戸籍等の確認をしましてところ配偶者の息子として、前妻に娘さんがいたと3名の相続者が確認されました。前妻の方とは親族、協議離婚してから35年以上経っておりますが、音信不通だったため弁護士を入れて、そのお子さんの方とも協議を本日まで進めております。昨日確認させていただいた状況では、前妻のお子さんの方では、相続放棄の書類の方にはんを押していただけると、今週16日に弁護士を通じて提出していただけると。そうしますと翌週に裁判所の方に提出していただけるといいう状況です。その相続の状況を待ちまして、市の方でも契約の方を進めてまいりたいと考えております。

○室町農林水産課長 お配りした資料の後ろから2番目にあります、小町の里で開催される稲刈り体験についてというもので商工観光課、農林水産課の連名の資料となっております。こちらをご覧くださいと思います。この間の事前委員会の時に、田植え体験の案内をさせていただきましたが、商工観光課と農林水産課のそれぞれ体験会の違いが分からないということで、配布させていただく資料をご用意させていただきましたので、ご説明させていただきます。農林水産課が関係する事業としましては、土浦ブランドアップ推進事業で、商工観光課が関係するものは、小町の館の体験講座となります。それぞれ共通するものに関しましては小町の館の周辺で田植えの体験会を行うものでございます。違う点としてはまず、参加者について商工観光課については、一般募集をしておりますが、農林水産課の方はブランドアッププロジェクトの推進事業のワークショップとして位置づけておまして、推進事業の協議会に關係する団体個人が参加して実施するものです。その他の点につきましては、商工観光課の方につきましては、こちらに記載してございますが、小町の館周辺における里山の田園を生かし、都市の生活では味わえない田植えや稲刈りなどを体験することで、自然との関わり方を再認識していただくものを目的として実施していくもので、小町の館を訪れる方を増やすことで、賑わいを創出し、新治地区の観光振興に寄与するもので、小町の館の魅力を深める効果が期待されるものとしております。次に、農林水産課の方に関しましては、都市と農村の交流、農林水産品加工物、人が集まるための拠点の3つの要素が重なる、この小町の周辺で田んぼを活かしたワークショップとしまして、このワークショップの結果を参考に地元の農業者や住民が自ら実施可能な形態の都市と農村の交流のモデルを活用していきます。

また、体験会で作られたお米につきましては、おだかけをしましておいしい米として付加価値を高め市内飲食店向けに販売を考えておまして、この小町の地域で作られました価値あるお米をPRすることによりまして、土浦のブランドアップにつなげる効果が期待されるものでございます。なお、裏面に田んぼの会場の位置図を付けさせていただきました。2点目についてでございますが、本日資料はございませんが第2期土浦ブ

ランドアップの募集を行いたいと思っております。この土浦ブランドアップについては、昨年3月に、第1期ということで18点程認定させていただきましたが、今度は年3回を予定しております。ブランドの審査については、実物での審査が求められておりました、特に野菜については施設によって収穫されるものが違うこともありまして、それらを考慮しての対応でございます。今回は夏野菜を想定しております、募集期間につきましては今月の15日から29日としており、今月発行の広報つちうら中旬号及びホームページに、更にはSNSとか報道機関への投げ込みなどにより周知を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○皆藤商工観光課長 お手元に、水郷プールのチラシがあるかと思いますが、7月14日（土）から9月2日（日）までの51日間実施いたしますのでよろしくお願いいたします。

○小坂委員長 先日の6月4日にJA土浦と産業建設委員会との懇談会がありまして、部長と課長さんにも出席をお願いしていたところでしたが、議会前ということもあって出席いただけませんでした、無事に終了いたしましたのでご報告いたします。

○内田委員 委員長、小町の里の話なんだけど、この2つの事業、何時やるのかというのが書いてないんだけど…。

○室町農林水産課長 何時やるのかといいますと…。

○内田委員 秋の話はいいよ。田植えの話は目先の話だろう。

○室町農林水産課長 商工観光課の話としましては、6月2日（土）に行っております。ブランドアップの田植え体験は、次の週の9日（土）実施しております。

○内田委員 終わっているのね。分かりました。

○小坂委員長 執行部の方で何かございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければ執行部は退席して結構です。

（執行部退席）

○小坂委員長 協議事項4 各種委員会委員の選出について

ア 土浦市都市計画審議会委員 1名

（委員の任期 平成30年7月1日～平成32年6月30日）

とありますが、お諮りしたいと思います。現在は、吉田千鶴子委員となっております。

（引き続き「吉田千鶴子委員」との声あり）

○小坂委員長 只今、吉田千鶴子という声がありましたが、いかがでしょうか。

（「はい」との声あり）

○小坂委員長 では、引き続き吉田千鶴子委員をお願いいたします。

その他で事前の委員会で、議会報告会の意見交換であった意見（提言）についての回答（案）について別添資料を用意させていただきました。朗読いたしますと、15番「土浦の街づくりについて」につきましては、「これまでも委員会において、執行部とまちの活性化等に関する協議を行って参りましたが、今後も来街者が土浦市へ来て良かった、また、市内に住んでいる方が土浦市に住んで良かったと思えるような街づくりのた

めに、引き続き、委員会において協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。」、16番「産業建設委員会報告のf-Bizについて」につきましては、「市民からのご意見のありました、実際の事業所（会社）の実件数について、富士市産業支援センター f-Biz へ問い合わせたところ、事業所（会社）についての実件数については、公表していないということでしたので、今回ご報告させていただいた通りの相談件数のみ報告とさせていただきたいと思っておりますので、何卒ご理解の程、よろしくお願いいたします。」という内容でございますが、訂正等ありましたらよろしくお願いいたします。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければ、こちらの回答（案）ということよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○小坂委員長 それでは、別添資料の回答（案）といたします。

その他、委員の皆さんから、何かございますか。

（「なし」という声あり）

○小坂委員長 なければそれでは委員会を終了いたします。

このあと、事前委員会で、内田委員からお話がありました、桜川の上流の田土部の洗堰の現場にまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。